

離婚時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

離婚に伴い、様々な手続きが必要となる場合があります。

このチェックリストでご確認ください。

分類	チェック欄	主な手続きの内容	手続きに必要なもの	手続き窓口	
戸籍	☐	離婚届	離婚届(届書の押印は任意、協議離婚の場合は届書に成年2人の証人の署名が必要)、本人確認書類※、調停調書等(裁判離婚の場合のみ)	・市庁舎1階 104 市民課 TEL042-724-2865 ・各市民センター	
	☐	離婚の際に称していた氏を名乗りたいとき	離婚の際に称していた氏を称する届(届書の押印は任意)		
	☐	子の戸籍を自分の戸籍に移すとき(離婚届と同時に手続きできません)	入籍届(届書の押印は任意)、家庭裁判所の許可書の謄本、		
	●外国籍の方との離婚については直接お問い合わせください。 ●裁判離婚の場合は、確定の日から10日以内に離婚の届出をしてください。 ●戸籍の届出は、土日祝日及び夜間でもお受けしています。(受付場所は市庁舎の休日・夜間受付窓口です)				
住民登録・印鑑登録・マイナンバーカード	☐	住所異動をするとき 世帯を変更するとき	本人確認書類※、住所地発行の転出証明書(転入の場合のみ)、マイナンバーカード(所有者のみ)、在留カード等(外国人の方のみ)	・市庁舎1階 102 市民課 TEL042-724-2123 ・各市民センター	
	☐	旧氏を記載、変更、削除するとき (自動的に変更となりません。手続きが必要です。)	本人確認書類※、希望する旧氏から現在の氏までの全戸籍謄本(記載、変更のみ)		
	☐	印鑑登録するとき (印影の氏名と住民票の氏名が同一でなくなると自動的に失効します)	印鑑、本人確認書類※、印鑑登録証(所有者のみ)		
	※官公署発行の顔写真入り本人確認書類をお持ちでない方、やむを得ず代理人による手続きをご希望の方は担当へお問合せください。				
	☐	マイナンバーカード(個人番号カード)の氏名や住所の変更をしたいとき	マイナンバーカード(個人番号カード)、暗証番号	・市庁舎1階 103 市民課 ・各市民センター	
	☐	電子証明書を再発行したいとき (氏名や住所が変更になると自動的に失効します)			
●通知カードの氏名や住所の変更はできません。(通知カードは2020年5月25日に廃止されました)					
保険・年金	☐	世帯主の国民健康保険から分離し新たに加入するとき	国民健康保険資格確認書、マイナンバー(個人番号)の分かるもの、本人確認書類※	・市庁舎1階 106 保険年金課(保険加入係) TEL042-724-2124 ・各市民センター	
	☐	配偶者の健康保険から脱退して新たに国民健康保険に加入するとき	健康保険資格喪失証明書、マイナンバー(個人番号)の分かるもの、本人確認書類※		
	☐	会社員・公務員(厚生年金や共済組合加入者)に扶養されていた配偶者(第3号)が扶養から外れたとき	年金手帳、本人確認書類※、扶養から外れたことを証明する書類	・市庁舎1階 105 保険年金課(国民年金係) TEL042-724-2127 ・各市民センター	
	☐	厚生年金の分割をするとき	右記へお問い合わせください	・八王子年金事務所 TEL042-626-3511	
	●厚生年金は年金事務所、共済年金は各共済組合にお問い合わせください。				
	☐	介護保険被保険者証、負担割合証、介護保険負担限度額認定証、生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証の交付を受けているとき(氏が変わる方のみ)	介護保険被保険者証、負担割合証(要介護認定を受けている方・事業対象者の方のみ)、介護保険負担限度額認定証、生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証	・市庁舎1階 112 介護保険課 TEL042-724-4364 TEL042-724-4366 ・各市民センター	

※本人確認書類… マイナンバーカード、運転免許証等(官公庁等発行書類で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が添付されているもの)

離婚時の主な手続きのチェックリスト(市役所関係の手続き)

離婚に伴い、様々な手続きが必要となる場合があります。

このチェックリストでご確認ください。

分類	チェック欄	主な手続きの内容	手続きに必要なもの	手続き窓口
市税	★	翌年の申告で寡婦・ひとり親の控除が受けられる場合があります。 詳しくは市民税課(市庁舎2階 205/TEL042-724-2114・2115)へお問合せください。		
子ども	☐	児童手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 202 子ども総務課 TEL042-724-2139 ・各市民センター
	☐	乳幼児医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度、高校生等医療費助成制度を受けているとき		
	☐	児童扶養手当、児童育成手当を受けるとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 202 子ども総務課 TEL042-724-2143
	☐	ひとり親家庭等医療費助成制度を受けるとき		
	☐	学童保育クラブに入会している又は入会を希望するとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 202 児童青少年課 TEL042-724-2182
	☐	保育所・幼稚園・認定こども園等に入所している又は入所を希望しているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎2階 204 保育・幼稚園課 TEL042-724-2137
	☐	就学援助費を希望するとき (小・中学生の保護者)	右記へお問い合わせください	・市庁舎10階 1002 学務課 TEL042-724-2176
	☐	町田市立の小中学校に通学している児童・生徒の保護者情報(氏名・住所)、学校教材費等の支払い口座や口座名義を変更するとき	右記へお問い合わせください。 または「まちだ子育てサイト」内「学校教材等利用申込内容変更手続」をご覧ください。	・市庁舎10階 1001 教育総務課 TEL 042-724-2173
障がい	☐	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方(氏名・住所変更)	身体障害者手帳、療育手帳	・市庁舎1階 114 障がい福祉課 TEL042-724-2148
	☐	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(氏名・住所変更)	精神障害者保健福祉手帳	・市庁舎1階 114 障がい福祉課 TEL042-724-2145
	☐	障がい者関係の手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	・市庁舎1階 114 障がい福祉課 TEL042-724-2148
	☐	心身障害者医療費助成制度を受けているとき		
	☐	難病医療費助成制度を受けているとき		
自動車・バイク	☐	50～125CCの原付バイクの標識交付証明書の氏名変更をするとき	標識交付証明書、届出者の本人確認書類※	・市庁舎2階 206 市民税課 TEL042-724-2113 ・忠生市民センター TEL042-791-2802 ・鶴川市民センター TEL042-735-5704
	☐	125CC超のバイク、普通自動車の車検証等の氏名変更をするとき	右記へお問い合わせください	・東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2033
	☐	軽自動車の車検証等の氏名変更をするとき	右記へお問い合わせください	・軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 TEL050-3816-3104
その他	☐	被爆者健康手帳、手当証書、第一種・第二種健康診断受診者証、健康診断受診票、(都)医療券をお持ちの方(原子爆弾被爆者関係)(氏名・住所変更)	右記へお問い合わせください	・市庁舎7階 703 福祉総務課 TEL042-724-2537
	☐	水道の契約者の名義変更するとき	右記へお問い合わせください	・水道局多摩お客様センター TEL0570-091-100

※本人確認書類… マイナンバーカード、運転免許証等(官公庁等発行書類で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が添付されているもの)

●毎月第2・第4日曜日は、市民課、保険年金課、子ども総務課、市民税課、納税課及び市民センターが開庁しています。

ただし、平日とは取り扱い業務が異なりますのでご注意ください。

●各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月初旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手続きに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

町田市役所市民課
042-722-3111(代表)